

Beyond

ASAHI
Research Institute

2023. 1 vol.25

Think Beyond

あさひ総研

合併と合併後の課題

令和 5 年度税制改正大綱

【全企業適用】月 60 時間超の時間外労働への割増率 50%以上に

収支予算書の作成のポイント

Focus

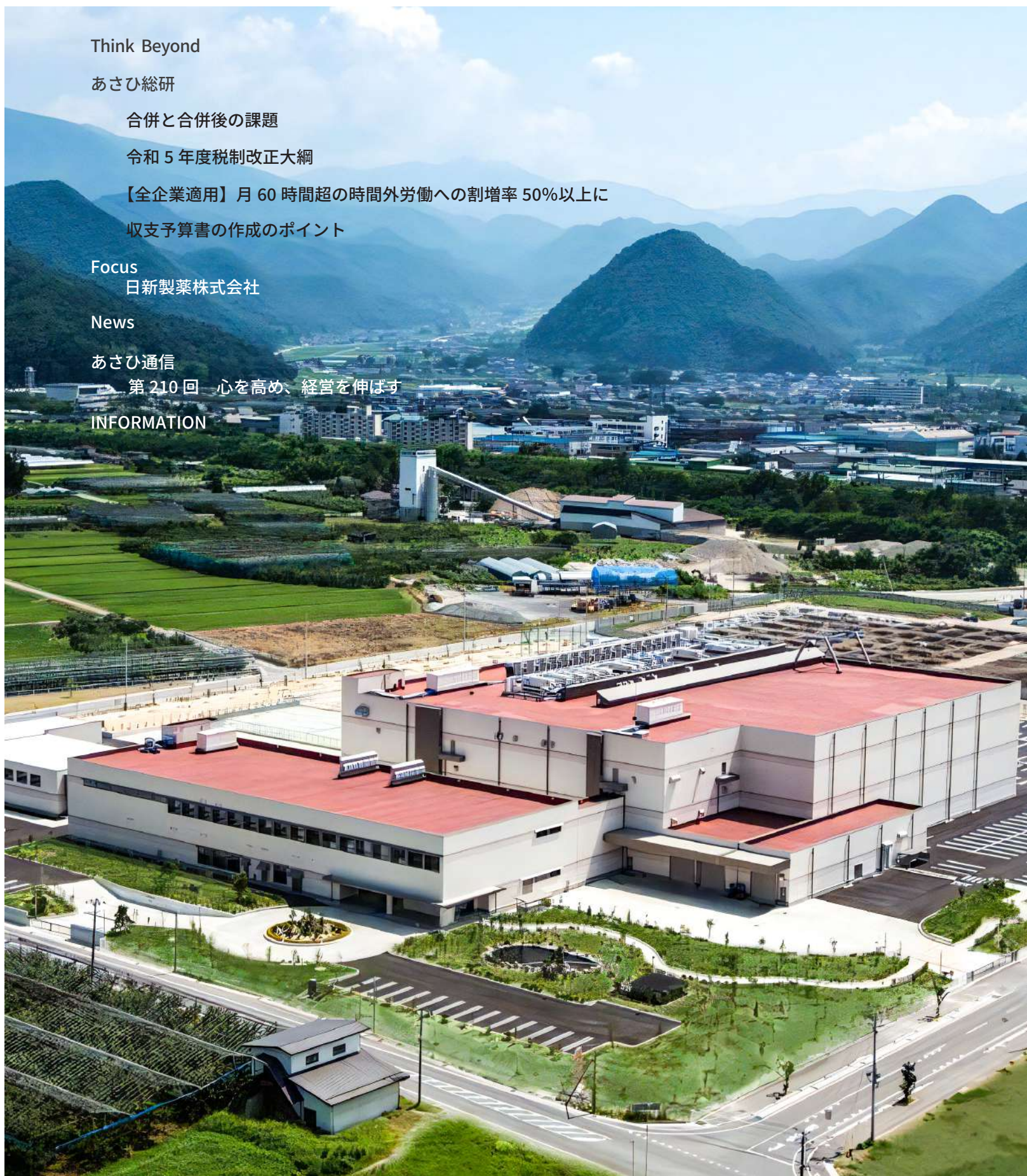
日新製薬株式会社

News

あさひ通信

第 210 回 心を高め、経営を伸ばす

INFORMATION



CONTENTS

Think Beyond

あさひ総研

- 01 ・事業承継
合併と合併後の課題
- 02 ・税制
令和 5 年度税制改正大綱～インボイス制度の税額控除に関する経過措置と簡易課税制度の選択～
- 03 ・労務
【全企業適用】月 60 時間超の時間外労働への割増率 50%以上に
- 04 ・公益法人
収支予算書の作成のポイント

Focus 日新製薬株式会社

News Microsoft Base Festa 2023

あさひ通信 第 210 回 心を高め、経営を伸ばす

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

経営者のリスクリングの必要性



Think Beyond

統括代表社員 田牧 大祐

2022 年 9 月 28 日にスイスの国際経営開発研究所 (IMD)*1 が発表した世界デジタル競争力ランキング 2022 で、日本は過去最低の 29 位であった。

一般社団法人ジャパンリスクリングイニシアチブ代表理事の後藤宗明氏*2 は、「コロナ禍において、海外ではリスクリングによるデジタル人材の育成が進んだ。一方で、日本は、テレワークは進んだが、リスクリングが進まず、デジタル人材育成が遅れた」という。リスクリングとは、技術革新やビジネスモデルの変化に対応するために業務上必要とされる新たな知識や技術の再教育、新たにスキルを身に着けることで、企業の DX 人材確保の一つの手法として注目されている。

米国においては、すでに 6 年前にリスクリングの重要性が知られ取組が進み、アジア諸国でも国家戦略としてリスクリングの取組が進んでいる。岸田政権下におけるリスクリングの取組は、米国に 6 年遅れてのスタートだ。

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所のエンジニアには、前職が総務職員、会計事務所職員、飲食店調理担当者などがおり、後藤氏からは、ユニークなバックボーンのエンジニアがいることをリスクリングのモデルとして評価して頂き、メディアへの紹介を頂いている。

後藤氏は、インバウンド分野においては、メタバースの活用、VR（仮想現実）のリスクリングの提案があり、さらに、世界的には GX（グリーントランスフォーメーション）分野のリスクリングが進められているという。

Technology は加速的に進化している。いつの時代も新たな Technology はあらゆる業界に恩恵と痛みをいきわたらせる。恩恵か痛みか、成長か弱体かの分岐は、Technology を活用するかどうかであり、業界ルールを変える側になるか、これまでのルールに従うかともいえる。加速する DX による企業間競争は、これまで以上に勝敗を早くつけるであろう。

経営者にこそリスクリングによる意識改革、新たな Technology の学びが必要である。Think Beyond。経営者には Technology を活用し、これまでの事業の枠を超える課題解決やサービスの思考が求められる。

※1 世界 63 か国・地域を対象にデジタル技術の利活用能力を知識、技術、未来への対応から評価をし、ランキング形式で発表している。1 位はデンマーク、次いで米国、スウェーデン、シンガポール。日本は、2021 年は 28 位、2020 年は 27 位。

※2 広島県「リスクリング推進検討協議会 / 分科会」委員、経済産業省自治体「スキル標準化調査委員会」委員の他、自治体の DX 支援を行っている。



企業価値を高めるため、グループ会社にてグループ内会社同士の合併や、M&A で取得した企業と合併することがあります。合併には販路拡大、事業効率化、シナジー効果等メリットが数多くありますが、合併を実行したのみでは、そのメリットを享受することができません。本稿では合併後の課題について解説します。

1. 合併とは

合併とは、消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させる行為をいいます（会社法2条二十七、二十八）。合併には存続会社（合併法人）が消滅会社（被合併法人）を吸収する吸収合併という形態と、2以上の会社が共に新規設立会社に権利義務の全てを承継させ消滅する新設合併の形態があります。

株式会社同士の合併では、双方の会社で株主総会、取締役会等の承認のもとで合併契約を締結し、また債権者始め関連する利害関係者を保護する手続きを行い、登記することで完了します。

2. 合併のメリット

合併を行うことで複数社が1社になるため、スケールメリットを得ることができます。組織が統合され、人件費等の固定費が削減され、また、ガバナンスが統合されることで内部統制の強化も期待できます。複数事業が統合されれば、事業間でシナジーが生まれ企業価値が高まることも考えられます。

3. 合併の課題

合併自体の法務手続きは限定的であり、法律に沿って進めることで達成可能ですが、上記合併のメリットを享受するためには、統合後の組織メンバーで一定の課題解決をしていくことが必要です。主だった課題は下記の通りです。

- ・人事制度の統合

風土の違う会社が合併する場合、それぞれの会社が過去蓄えてきた人事制度があり、一方の人事制度を踏襲するか、あるいは統合させるか、また新規で

合併と合併後の課題

立ち上げるかが課題になります。従業員目線では、これまで慣れ親しんだ企業哲学、人事制度が変わることもあるため、今後の働き方に不安を抱えることや、ストレスを感じるようになる可能性もあります。

給与テーブル等が異なり就業規則が併存する場合は、不公平感が無いように、また従業員に不利益が無いかを意識しながら統合を進めていく必要があります。

- ・業務プロセスの統合

合併による効率化を目指すには、日々の業務を統合することが必要になりますが、これまでの業務内容の変更を目指すためには、業務設計に、また変更後の業務習得に負荷が出てきます。業務の変更自体にストレスが生じるほか、新業務・新体制に慣れるまでは普段より業務完了に時間がかかることも考えられます。全てに納得感をもって新体制を敷くことは通常困難です。統合に際してはマネジメント層のリーダーシップが期待されます。

- ・責任所在

合併前は単一法人としての業績が明確で、また権限と責任の所在が明かです。一方合併後は、特に複数事業があるような組織体では、その中の一つの部門の立ち位置となり、部門としての業績計算がなされ、また権限と責任が割り振られます。その結果、合併前と比較して、業績、権限、責任範囲が不明瞭になるケースがあり、そのような場合は、合併前に比較して、業績に向けた責任が薄らぐ可能性があります。

合併にメリットはありますが、解決必須の課題もあり、通常このような課題は短期間で解決できるものではないため、実りある合併を目指す場合は計画的に実行することが重要です。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭



2010 年新日本有限責任監査法人
(現 EY 新日本有限責任監査法人)
入所。事業会社を中心に会計監査
業務に従事。2017 年 税理士法人あ
さひ会計に入所後はM&A 支援、
株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組
織再編、グループ法人税制）を担当。

令和 5 年度税制改正大綱

～インボイス制度の税額控除に関する
経過措置と簡易課税制度の選択～

令和4年12月16日に与党より令和5年度税制改正大綱（以下、本改正案）が発表されました。その中から令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）に関する経過措置についてご紹介します。なお、あくまで改正案であり、確定したものではありません。ご了承ください。

本改正案で、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除の経過措置が盛り込まれました。令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと、又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度を受けられないこととなる場合、納付税額をその課税期間における課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。つまり、インボイスを発行したために免税事業者から課税事業者になった場合は、納付税額を売上に係る消費税額の2割にすることができるというものです。

注意点として、既に課税事業者である場合はこの経過措置の適用はされません。また、業種によっては簡易課税制度を選択した方が有利な場合があります。

簡易課税制度は、売上に係る消費税額のみで納付税額を計算する制度です。基準期間（前々年）の課税売上高が 5,000 万円以下であり、かつ消費税簡易課税制度選択届出書を事前に所轄税務署長へ提出した場合、適用が可能です。業種ごとにみなし仕入率が設定されており、それに応じて仕入税額控除を行います。つまり、支払った消費税額を考慮しないで納付税額を計算することができます。

右表の通り卸売業の場合、みなし仕入率が 9 割となっており、納付税額は売上に係る消費税の 1 割となります。そのため、本改正案の経過措置の適用が一概に有利になるとは言えません。選択の幅が広がったと捉えるべきものだと思います。

その他の本改正案の詳細は次号以降に取り上げます。

税制



簡易課税制度の事業区分の表

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業、農林漁業等(軽減税率制度の実施に伴って、飲食料品の譲渡を行う部分が該当)
第3種事業	70%	建設業、製造業、農林漁業等
第4種事業	60%	その他の事業
第5種事業	50%	金融保険業、運輸通信業、サービス業(飲食業を除く)
第6種事業	40%	不動産業

例) 製造業で課税売上高2,000万円、消費税額200万円の場合の簡易課税制度選択時の納税額の計算

製造業のため、第3種事業に該当

仕入税額控除の計算：200万円×70%=140万円

納付税額の計算 : 200万円 - 140万円 = 60万円
∴ 60万円

※ 簡易課税制度を適用した事業者は、2年以上継続した後でなければ選択をやめることができません。



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



平成 22 年施行の労働基準法改正により月 60 時間超の時間外労働の割増賃金率は 50%以上であるところ、中小企業には適用が猶予されてきました。いよいよ猶予が終わり、令和 5 年 4 月 1 日に全企業に適用されます。法改正当時に比べ、働き方改革により時間外労働時間そのものが抑制され、月 60 時間超の時間外労働はない、という企業が増えていくかもしれませんが、時間外・休日労働に関する労使協定（36 協定）により、月 60 時間超の時間外労働の可能性のある事業場については、とくに現実的にとらえて準備をしておかなければなりません。

割増率は、法定どおりでは、法定（週 40 時間、1 日 8 時間）超 25%、月 60 時間超 50% ですが、もちろんこれを上回って定めることも可能です。ここでは、法定どおりの定めをする場合を想定して、対応をご説明します。

1. 就業規則変更

時間外労働に対する割増率について、月 60 時間超となった場合の計算式を加える変更が必要です。

例：割増賃金算定基礎賃金 ÷ 月平均所定労働時間数 × 1.5 × 月 60 時間超の時間外労働時間数

深夜労働（割増率 25%）が時間外としてのみ発生し得る事業場においては、「深夜残業」として、時間外と深夜の割増率を合算して 50%として計算式を定めているケースがあります。この場合、月 60 時間超の深夜残業の計算式を 75%として設定するか、深夜割増手当は切り離して 25% とするかいずれかとなります。

2. 給与計算時の集計方法見直し

割増率 50%以上であるところの月 60 時間超のカウントには、法定休日は含まれません。ただし、法定外休日（例えば日曜日が法定休日で土曜日でも休日の場合の土曜日）に労働した時間は含まれます。法定休日を就業規則に定めていない場合は、暦週（日曜日から開始する 7 日間）の最後にくる休日が法定休日となります。休日設定される日を曜日で特定することが可能であれば、就業規則に法定休日の定めをおいたほうが集計しやすくなります。

一方、36 協定という月の時間外労働時間には、法定休日も含まれます。また、割増率の区切りはあくまでも月 60 時間超であり、36 協定における特別条項発動（45 時間又は 42 時間超の場合がほとんど）とは異なります。したがって、36 協定で守るべき時間外労働限度時間の管理上は、別の集

【全企業適用】 月 60 時間超の時間外労働への 割増率 50%以上に

計をする必要があります。

給与計算の前に、月の労働時間を集計する際には、賃金規程に沿って、割増なし、25% 割増、50% 割増といったように、時間外労働を分けて集計することになり、自社が使っている出勤簿、タイムカード、勤怠システムからどう集計するか確認しておく必要があります。また、給与ソフトに、50% の割増率を設定登録し、60 時間超の時間外労働時間数を入力して自動計算するように準備します。

3. 給与計算変更時期

改正法適用は令和 5 年 4 月 1 日からです。勤怠と給与の計算期間が 1 日から末日以外の場合は、適用開始日である 4 月 1 日以降の時間外労働から 60 時間超となるかのカウントをしますが、実務上どう計算するかは、自社で決める必要があります。

例：20 日締め→3/21 ～ 4/20 から適用

4. 代替休暇制度導入の検討

詳しくは割愛しますが、引き上げられた割増賃金の代わりに代替休暇を与える制度を設けることもできます。これは、60 時間超の割増率が 50%以上となる部分を労働基準法の定める方法で時間に換算して、2 ヶ月以内に休暇を与えるものです。代替休暇の算出方法が複雑であるため、導入には慎重な企業が多いようですが、長時間労働抑制のためには休養させることにも意義があるため、検討されてもよいかもしれません。



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008 年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010 年特定社会保険労務士付記。

収支予算書の作成のポイント

3 月決算法人において、1～2 月は事業計画及び収支予算の作成時期です。

公益法人は、前事業年度末までに「事業計画書・収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」を行政庁に提出するとともに、事務所に備え置くことが公益認定法により定められています。

一般法人及び移行法人（公益目的支出計画実施中の一般法人）は、一般法人法及び整備法において特段の定めがありませんので作成義務はありません。ただし、定款に予算書作成を定めている場合は、作成することになります。

以下、作成上のポイントをまとめました。

1. 直近の月次試算表等により、当期の決算見込み額を算出する

例）1 月試算表の金額に、2～3 月の収益及び費用見込み額を加算する。算定が難しい場合は、前期の 2～3 月の数値や当期の平均数値を使用する。

また、当初の予算にない収益や費用が発生していないか、予定していたが中止、延期になった収益事業等がないか各課・担当者にヒアリングを行い、決算見込みを算出する。

2. 公益法人は公益認定法上の適合3基準を満たす見込みか確認する

①収支相償

- ・個別の公益目的事業の損益が原則として黒字予想となっていないか。（第1段階の判定）
- ・公益目的事業会計全体の損益が、原則として黒字予想となっていないか。（第2段階の判定）
- ・前年度の剰余金があり、当期の公益目的事業に使用する等の場合、収益に加算して算出予想したか。
- ・収益事業等から公益目的事業会計への繰入額を加算しても黒字予想となっていないか。

⇒第2段階における剰余金が予想される場合、その剰余金の使途について事前に対応を検討します。

②公益目的事業比率

- ・公益目的事業比率が50%以上となるか。

⇒この基準の猶予はありません。未達が予想される場合、収益・費用の会計区分、按分比率が現状と一致しているかなど検討が必要です。

③遊休財産額の保有制限

- ・遊休財産額が、概算で公益目的事業の1年分の費用を超えていないか。



3. 移行法人は公益目的収支差額について、公益目的支出計画の目標値を超える見込みか確認する

⇒項目2.並びに3.において、未達事項がある場合で3月までに対応可能な部分は実行し、それでも未達の項目は行政庁等に相談・協議します。

4. 当期の補正予算又は流用予算の要否を検討する

- ・現予算書と決算見込みを比較し、超過することが見込まれる費用がある場合、法人の定款・会計規程や経理規程により予算の補正又は流用を検討する。

⇒現行制度では、補正予算の作成要否は法人に委ねられています。

5. 来期の事業計画の策定

- ・今期の事業実施状況等を踏まえ、来期の事業を計画する。

6. 事業計画に基づいて各課・担当者から事業毎の予算積算書提出とヒアリングを行う

- ・法人全体の予算は各事業予算の積算となるため、期限を定め提出を依頼する。
- ・収益、費用科目が各課統一となるよう事前に周知する。

7. 収支予算書を作成する

- ・会計システムやエクセル等により作成し、公益法人は認定法上の3基準を満たしているか、移行法人は目標値を達成する数値になっているか確認する。

⇒固定資産購入、特定資産積立が予定される場合は損益ベースの収支予算書には反映されないため、資金収支予算書作成や別途資料等を準備し、承認を受けることとなります。

尚、公益法人は「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」を、事業計画書等と共に行政庁に提出します。



山形事務所 審査部
海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけではなく、公益法人の設立支援などにも携わる。

Focus

「その笑顔、いつまでも」

私たち日新製薬は、患者さん、医療関係者に、信頼できる医薬品を心を込め供給するために、技術を学び、最新設備を導入し、製剤設計、品質管理、品質保証に真剣に取り組んでいます。医薬品の根幹は品質であり包装も供給もまた品質であること、品質は社員一人ひとりの意識がつくこと、私たちは健康に貢献できること、健康と命に責任があることを、社員一人ひとりの心に留めています。



日新製薬株式会社

日新製薬株式会社

<https://www.yg-nissin.co.jp/>

山形県天童市清池東二丁目3番1号

TEL.023-655-2131



2013年に竣工した荒谷工場は、固形製剤工場です。この工場では、一般製剤の他に高生理活性製剤の製造を行っています。高生理活性製剤の製造では、「交叉汚染の防止」及び「作業員・環境への曝露の防止」が重要となります。当社では、作業時・洗浄時においても高生理活性製剤を封じ込めて曝露をしないフルコンテインメントライン（完全封じ込めライン）を構築・導入しました。

また、荒谷工場では耐震構造を強化するとともに、自動倉庫は免震構造としました。建物だけでなく、設備や配管類の耐震化にも対応し、災害時の復旧を短時間で行うことができる工場になっています。

無菌製剤専用工場が2017年に竣工しました。注射剤（ガラスアンプル、ポリエチレンボトル）、点眼剤（マルチドーズ）の製造を行います。この工場は、各種レギュレーション及びガイドラインに対応した製造設備となっています。

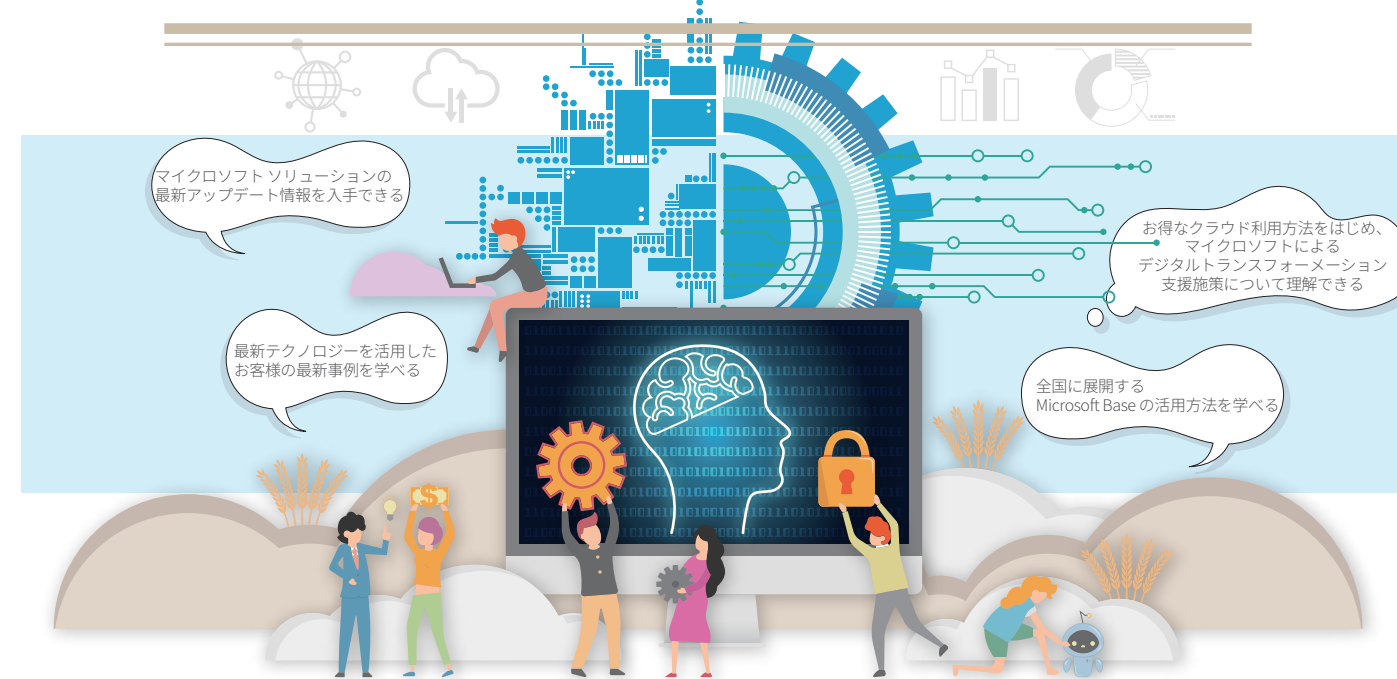


製造管理システム（MES）、品質管理システム（LIMS）、空調中央監視システムを連動させ、原材料の発注から製品の出荷まで全ての工程及び作業室の環境を管理・モニタリングしています。さらにタブレット端末を採用し、紙媒体であった指図書や記録書を電子化することで、ペーパーレス化を実現しました。

さらに、無菌製剤専用工場では新たに、プロダクション管理システム（PMS）を導入し、各製造機器に収集された製造データを「MES」へ直接取り込むことで、記録の信頼性を向上させています。また、「Asprova」を用いた生産計画、および、品質イベント情報管理システム「TrackWise」を「MES」に連動させることにより、部門間での情報の共有化、出荷要件による自動出荷規制を行い、製造管理ならびに品質保証の向上を実現しています。

医療費負担増、少子高齢化、社会保障財政の逼迫…今必要とされているジェネリック医薬品や、製造を受託する医薬品を、信頼できる医薬品として供給することで医療に貢献しております。

Microsoft Base Festa 2023 開催！



Microsoft Base Festa 2023 は2日間のオンラインイベントです。「Empowering All Japan～地域DX実現」をテーマに、各地域にてデジタル化やデジタルトランスフォーメーションを検討されている皆様へ、マイクロソフトソリューションの最新アップデートやお客様事例をご紹介します。

更に、Microsoft Base 仙台（株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 仙台オフィス内）では、オンラインイベント終了後にオフラインイベントを開催しますので、お近くの方はぜひご参加ください！ **参加費無料**

▼開催日：2023年1月26日（木）・27日（金）の2Days

▼オンラインイベント =Microsoft Base Festa 2023～Empowering All Japan 地域DXを実現=

【プログラム】・メイン マイクロソフトのクラウドサービス・デバイスの最新アップデート

・Additional パイプライン作成に向けたパートナーソリューションおよびお客様導入事例の紹介

【時間】26日／12:00～18:30、27日／10:00～17:00

参加登録はこちら



<https://msevents.microsoft.com/event?id=3109273463>

▼オフラインイベント =Power Automate for desktop 体験会=

【プログラム】・Power Automate for desktop に触れてみる

・Power Automate for desktop を使って簡単なフローの作成体験会を開催します。

・ノート PC と Microsoft のアカウント（無料）があればどなたでもフロー作成が可能です。

※参加には、ノート PC、Microsoft のアカウントが必要です。

【会場】Microsoft Base 仙台／宮城県仙台市青葉区大町1-1-30 新仙台ビルディング4F
（株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 仙台オフィス内）

【時間】26日／18:30～19:30、27日／17:30～18:30

【定員】各回先着15名 【持ち物】ノート PC

参加登録はこちら



<https://forms.office.com/r/RJE4ShsTxh>

Microsoft Base
Sendai

ASAHI
Accounting Robot Research Institute

【お問い合わせ】

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所
Microsoft Partner

✉ sendabase@asahi-robo.jp



心を高め、経営を伸ばす

公認会計士・税理士

栗田 健一



暮れに元盛和塾塾生有志により昨年 8 月 24 日に 90 歳で亡くなられた稲盛和夫塾長を偲ぶ会が東京で執り行われた。会場には全国各地からだけでなく世界各国から元塾生が駆け付け、会場で流されたメモリアル DVD を見ながら改めて稲盛塾長の思いに心打たれた。

スクリーンに 2019 年 7 月の最後の盛和塾での塾長の講話が映し出される。稲盛塾長は心（人格）を高めることが業績や組織を伸ばすことになるのだと説く。「塾生の皆さんはフィロソフィを学び続けて自らの人格を高めてください。フィロソフィを従業員と共有し会社を健全に発展させることを通して、一人でも多くの人を幸せにしてください。それが経営者の使命です。」と訴える。

どんな心で経営するのかで経営は決まる。だから経営者は人格が必要となる。人間性が問われる。「人間として何が正しいか」を、考え方・行動の基軸として正しいことを正しく貫く。人間として間違ったことをしないことが必要となる。

神は人に苦難も災難もラッキーも与えて私達を試しているのだという。これらを通して心を磨いているのかを神は見ているのだという。人生とは、成功とか失敗で決まるのではなく、どういう心を作るのか、どういう心になるのかで決まる。一生はどんな心に自分を作り上げていくのかで決まるというのである。社内に立派な人間性を持った人をたくさん作れば、放っておいても会社はうまくいくのだというのだ。

社員 28 名で発足した京セラが世界的優良企業に成長したのは、稲盛氏が人生や仕事で悩み、苦しむ中で学んだ人間としての心のあり方を京セラの経営の根底をなす理念として、あるいは哲学として社員に膝詰めで説いてきたからなのだ。

あさひ会計ではここ 10 数年来、朝礼で『心を高め、経営を伸ばす』（稲盛和夫著）を輪読している。そこには 106 項目にわたる稲盛和夫氏の人

生哲学・経営理念が書き連ねられている。同じ文章を何度も何度も読んでいるのだが、読む都度新たな気づきや自らの不甲斐なさを思い知らされる。私自身の人間性や人格もまだまだ磨き続けなければならないのだが、心を高める、心を磨くということを社員にどこまで訴えてきたのか、社員とどこまで共有できたのかと振り返るとまだまだ消極的であったし、強い気持ちで訴えて来なかったとの深い自省の念に駆られる。

塾長の講演や書物に数多く触れながら、それらの学びを社員とともに血肉化し、実践として役員や社員ともども心や人格や人間性をどこまで高められたのかについては、はなはだ不十分だったと思う。現場で仕事を通じて些細なことから話し合い、何が正しいかを何度も問い続けることが必要だったと今更ながら自分を情けなく思うのである。

稲盛塾長は、社員を雇うことは社員を幸せにするための利他業だという。どのようにすれば、社員との間に強固で信頼しあえる心の結びつきを実現できるのかに焦点を絞って経営してきたという。私心をなくし、社員が心を寄せてくれる会社にするために命を懸けるくらいの気持ちで仕事をしているという。これに応える社員達の仕事ぶりに対しても、良い製品を売るだけでなく「売りに来る営業担当者も説明に来る技術陣も、我々に京セラフィロソフィという哲学と心を添えて製品を供給してくれる。しかも真面目一本やりでなく明るい。」とお客様からいわれるというのである。

あさひ会計もクライアントの皆様にも専門的な知識やスキルだけでなく、謙虚さや誠実さや熱意や感謝の気持ち、さらに明るさといった人間性をもってサポートさせて頂けるようになりたいと思う。そして、あさひ会計の役員・社員には遭遇する局面局面で「人間として何が正しいのか」と自問自答し、少しずつであれ心を高め、魂を磨きながら歩いていって貰いたいと思うのである。

SEMINAR

あさひ会計ホームページの What's New 「セミナー情報」をご覧ください。

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制
※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。

ご案内HP



【山 形】

1 月 12 日 (木)
2 月 9 日 (木)

【仙 台】

1 月 19 日 (木)
2 月 16 日 (木)

◆時間：各会場共通
① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

共催／日本M & Aセンター

『元事務職・

現 Microsoft MVP による リスキリングセミナー』

参加費

無 料

DX やデジタル改革を担う人材を育てる方法として注目の「リスキリング」。デジタル分野のリスキリング体験を持ち、現 Microsoft MVP の講師が学習のはじめ方や成功の秘訣をお伝えします。

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所
テクニカルエバンジェリスト 大溪明日香

◎プログラム▶・リスキリングとは
・リスキリングのはじめ方
・実践事例の紹介

【Web セミナー／Teams】

1 月 13 日 (金) 15:00 ～ 16:00



申し込みはこちら

【山 形】

1 月 18 日 (水)

◆時間：各会場共通

【仙 台】

1 月 16 日 (月)

14:00 ～ 15:00



申し込みはこちら

『新入社員研修』

主催／株式会社旭ブレインズ

参加費：お一人様 ¥22,000

社会人の基礎を身につけ、現場で即実践できる！
新卒新入社員を対象とした研修プログラムです。 ※詳細は、同封のチラシをご確認ください。

◎プログラム概要：
●オリエンテーション ●「仕事とは何か」を考える ●企業経営の目的
●社会人としてのマナー ●仕事のすすめかた ●3 ヶ月間の行動計画

【山 形】

4 月 4 日 (火)・ 5 日 (水)

定員◆30 名※定員に達し次第締切

【仙 台】

4 月 6 日 (木)・ 7 日 (金)

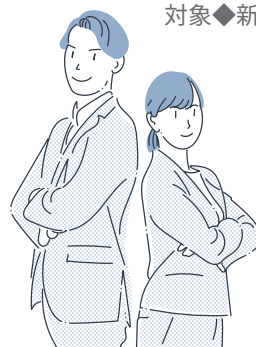
定員◆12 名※定員に達し次第締切

◆時間：各会場共通（両日） 9:30 ～ 16:30

対象◆新卒新入社員



ご案内HP



YouTube 動画配信中

役立つ「税」の情報を分かりやすく配信。
限定公開です。



https://bit.ly/3Nt0xb9

現在公開中のタイトルはこちら

NEW!

【確定申告】②様式の変更点（申告書Aの廃止）
【確定申告】③様式の変更点（公金受取口座の登録）

【確定申告】①ふるさと納税について

【年末調整】①年末調整の変更点
【年末調整】②年末調整の注意点
【年末調整】③年末調整の注意点（住宅ローン控除）

【インボイス制度】①制度の概要
【インボイス制度】②検討対象者について
【インボイス制度】③適格請求書発行事業者の判定フローチャート
【インボイス制度】④免税事業者の検討事項

ぜひご覧ください！



日新製薬株式会社 (P7 参照)

Beyond vol.25

2023 年 1 月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>